

2023年10月制定
株式会社超高温材料研究センター契約約款

本約款は、株式会社超高温材料研究センター（以下「JUTEM」という）が委託者から受託する材料創製試験、材料特性評価試験などすべての業務（以下「本業務」という）を遂行するために必要な、委託者とJUTEMとの間の基本的な合意事項について定めるものです。

【受託の範囲】

第1条 JUTEMは、本約款に定めるほか、第4条に定める個別契約に規定した範囲において、本業務を遂行し、その結果を提供します。

【委託料金】

第2条 委託料金は、見積書にその額を明記するものとします。見積書に記載した見積合計金額（消費税などは別途加算）は、見積書に記載した見積有効期限内で有効とします。
(2) 本業務の期間中に特別な理由により委託料金の見直しを要する事態が生じた場合には、委託者とJUTEMの間で別途協議するものとします。

【委託の制限】

第3条 次のような場合には、本業務をお断りすることがあります。
a. 建物又は設備等を破損し、あるいは滅失するおそれがあると認められたとき。
b. その他、加熱により試料から有害なガスが発生する等、運営上、安全上、支障があると認められるとき。

【個別契約】

第4条 本業務の受委託の個別契約は、次に挙げるいずれかの場合に成立するものと致します。尚、個別契約で本約款と異なる事項を定めた時は、個別契約の定めが優先して適用されます。
a. 委託者からの注文書、発注書、又は、JUTEMが提供する試験委託申込書などによる申込みに対し、JUTEMが受託を承諾したとき

【支払】

第5条 委託料金の支払条件は、特段の定めがない限り当月末検査翌月末日払いとし、JUTEM指定の振込先にお支払いいただきます。個別契約時に協議した場合は、個別契約に従いお支払ください。
(2) 本業務の期間が長期になる場合には、その委託料金の支払い方法については別途協議させていただきます。

【秘密保持】

第6条 JUTEMは、委託者から口頭もしくは書面により開示・提供された情報、資料及び本業務の結果、その他業務遂行にあたって知り得た委託者の情報であって秘密である旨を明示されて開示されたもの（ただし、口頭による場合は更に、開示から30日以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密情報である旨がJUTEMに通知されたものに限る）（以下「秘密情報」という）について、委託者の書面による同意なしに、これを第三者に開示、漏えい並びに本業務遂行以外に使用しません。ただし、次に該当する秘密情報についてはその限りではありません。
a. 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既にJUTEMが所有又は取得していたことを立証し得るもの
b. 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後JUTEMの責めによらず公知となったもの
c. 委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、JUTEMが委託者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの
(2) JUTEMは、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものといたします。
(3) 前2項の規定に拘らず、JUTEMが本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、JUTEMは秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、JUTEMは、当該再委託先に対して、JUTEMが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
(4) 本条の各規定は、本業務報告書提出後5年経過するまで有効とします。

【結果報告】

第7条 JUTEMは、原則として委託者と協議して定められた期限内にデータ、報告書、試料または器具等を納品します。
(2) JUTEMは、別段の定めのない限り、本業務報告書の写しを控えとして作成の上、報告書提出後3年間保管し、その他業務に関する記録等はJUTEM品質マニュアルに基づき保管します。

【委託物件の管理】

第8条 委託物件は、JUTEMが責任をもって管理いたします。
(2) 本業務の期間中にやむを得ない理由により委託物件に損傷が生じた場合、JUTEMの責任は免除されるものとします。
(3) 本業務が終了した後の委託物件の処置については、申込み時の指示の通りとします。

【試料等の提供】

第9条 個別契約で定められた期日までに、委託者は本業務遂行に必要な

情報、試料、機材等をJUTEMに提供します。

(2) 個別契約で定められた期日までに試料等を提供出来ない時または、その恐れがあるときには、委託者は速やかにJUTEMにその旨を連絡するものとし、本業務報告書の提出期日の延長等について両者協議により定めるものとします。

【終了後の措置】

第10条 JUTEMは、提供された試料、または返還を条件に提供された文書、写真及び基材などを、本業務終了後速やかに委託者に返還します。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。返還に要する費用は、原則委託者の負担とします。

【免責】

第11条 JUTEMは天災地変その他JUTEMの責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものといたします。
(2) 委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、JUTEMの本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、JUTEMは一切責任を負いません。
(3) 前項に定めるJUTEMの本業務の方法に過失があったと認められるときは、JUTEMは委託者と協議の上、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償をいたします。
a. JUTEMの費用負担により、依頼された本業務を再実施いたします。
b. 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償いたします。
(4) JUTEMは、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証するものではありません。

【再委託の制限】

第12条 JUTEMは、本業務の一部を委託者と協議のうえ、外部機関に再委託することがあります。

【期限の利益の喪失】

第13条 委託者またはJUTEMについて、約束手形の不渡り、任意整理、倒産手続申立その他の支払能力に重大な影響のある事由が生じたときは、相手方に対して負う債務についての期限の利益を失い、直ちに当該債務の全てを相手方に弁済するものとします。

【契約の解除】

第14条 委託者またはJUTEMの何れかに下記の事実の何れかが発生した場合は、相手方は当該当事者に対し、何らの催告その他の手続きを要せず、ただちに履行未済の個別契約の全部または一部を解除し、あるいはその履行を一時停止することが出来ます。この場合、相手方の損害賠償請求は妨げられないものとします。
a. この契約及び／または個別契約の取り決めに違反した場合
b. その振出または引受にかかる手形が不渡りになった場合
c. 租税公課の滞納処分を受けた場合
d. 第三者から、差押、仮差押、仮処分等強制執行または競売の申立を受けた場合
e. 破産、会社更生、特別清算、再生手続きまたはその他の裁判上の倒産処理手続きの申立があった場合
f. 解散を決議し、又は他の会社と合併した場合
g. その他、個別契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の理由がある場合
h. 反社会的勢力が実質的に経営を支配するもの、反社会的勢力と密接な関係を有するものまたはこれらに準ずるものであることが判明した場合

【委託者による個別契約の解除】

第15条 前条の場合を除いて、書面にて発注の意思が確認された日以降に委託者の事由により個別契約の解除（取消、撤回、解約、無効等を含む。）をする場合は、JUTEMは原則発生した費用に相当するキャンセル料を請求することが出来ます。

【損害の賠償】

第16条 故意又は過失に拘わらず本業務に支給された材料等が原因で、JUTEMの技術員、設備及び備品等が損傷又は滅失したとき、又、委託試験等の受託機会損失時は、その損害を賠償していただきます。ただし、不可抗力と判断される場合は、この限りではありません。

【専属的合意管轄裁判所】

第17条 本約款及び個別契約に関する委託者及びJUTEM間の権利義務に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄は、山口地方裁判所又は岐阜地方裁判所とします。

【協議事項】

第18条 この規約に定める事項で疑義が生じた場合又はこの規約に定めがない事項は、委託者とJUTEMの間で協議のうえ決定するものとします。

以上